

令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について

令和6年6月 阪南市健康福祉部介護保険課

1. 総合事業の訪問型サービスについて

○標準的な内容の指定相当訪問型サービス

→生活援助をしつつ、利用者の個々の状況により、見守りの援助等の身体介護を実施した場合

○生活援助が中心である場合

→身体介護以外の訪問介護であり、掃除、洗濯、調理などの日常に必要な援助のみを実施する場合

○介護保険【訪問介護】の考え方と同じ。

「**身体介護**⇒ 標準的な内容の指定相当訪問型サービス」「**生活援助**⇒ 生活援助が中心」の考え方と基本的に同じ。

○標準的な内容の指定相当訪問型サービスとは？

①**見守りの援助**が必要な場合 ②**身体介護**が必要な場合

○生活援助が中心とは？

①身体介護以外の訪問介護。掃除、洗濯、調理などの**日常に必要な援助のみ**実施する。

○見守りの援助とは？

介護保険最新情報vol.637「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」を参照のこと。

○なぜ変更となったのか？

介護保険最新情報vol.1222(令和6年3月15日) 6ページ抜粋

このため、訪問型サービスについては、指定訪問介護の「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分を一本化した区分を定めるとともに、1回当たりの単位数については、高齢者の選択肢の拡大の観点から、一部当該区分と同様の区分を設けているものであり、特に生活援助中心型の単位数を算定するに当たっては、要支援者等のできることを阻害することのないよう留意すること。

2.「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」実施に係るケアプランの変更について

○プラン変更については、次の表のとおりで対応をお願いします。

プラン内容 (～R6.3.31)	プラン内容 (R6.4.1～)	ケアプランの取り扱い		
		対応	記載	地域包括支援センターへの 提出
生活支援	生活援助中心	変更なし (3月現在でサービス内容を記載の場合)	(※1)	提出不要
		軽微な変更も可 (3月現在でサービス内容の記載がない場合)	(※2)	軽微な変更書類を提出 (利用票不要)

	標準的な内容	ケアプランの変更		ケアプラン変更書類を提出
	生活援助中心	ケアプランの変更		ケアプラン変更書類を提出
身体介護	標準的な内容	変更なし (3月現在でサービス内容を記載の場合)		提出不要
		軽微な変更も可 (3月現在でサービス内容の記載がない場合)		軽微な変更書類を提出 (利用票不要)

(※1)支援経過記録…「標準的な内容」「生活援助中心」の判断根拠を記載してください。

(※2)ケアプラン…「標準的な内容」「生活援助中心」の算定項目を記載してください。

・「軽微な変更」とする場合は、具体的サービスを記載してください。

○「変更なし」の場合でも、支援経過記録に、利用者に、いつ、そのような説明を行ったか、サービス事業者と上記の

サービス内容についてどのように共有したかを分かるように必ず記録として残していただきます。

○訪問型サービス全利用者について、令和6年7月末までにプランの説明と同意を得てください。またそのことに

ついて支援経過に記載してください。

3. サービスコードの変更について

前年度訪問型サービス(一部抜粋)

※基準は、週に何回か。1月で回数超えると月額報酬

算定の仕方は、1週間に行った回数、月に何回行ったか ⇒回数or月額報酬の単位

訪問型サービス独自(A2)

サービス内容略称	サービスコード		対象者	回数	合成単位数
	種類	項目			
訪問型独自サービスⅣ (週1回程度)	A2	2411	事業対象者 要支援1・要支援2	1回	268
				2回	536
				3回	804
				4回	1,072
訪問型独自サービスⅠ (週1回程度)	A2	1111	事業対象者 要支援1・要支援2	5回以上	1,176
訪問型独自サービスⅤ (週2回程度)	A2	2511	事業対象者 要支援1・要支援2	1回	272
				2回	544
				3回	816
				4回	1,089
				5回	1,360
				6回	1,632
				7回	1,904
				8回	2,176
訪問型独自サービスⅡ (週2回程度)	A2	1211	事業対象者 要支援1・要支援3	9回以上	2,349

今年度訪問型サービス(一部抜粋)

変更1: サービスコードの変更

①サービス内容と時間によって1回の単位数が変わる

サービスコード		サービス内容略称	算 定 項 目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	2411	訪問型独自サービス21	□ 1月当 たりの回 数を定め る場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につ き	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間 20 分以上 45 分未満の場合			179 単位
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間 45 分以上の場合			220 単位

②サービス内容が2種類に

1. 標準的な内容の指定相当訪問型サービス(287単位)
2. 生活援助中心の訪問型サービス(サービス時間による)

③生活援助の場合はサービス時間が2種類に

- ・20分以上45分未満(179単位)と45分以上(220単位)

変更2：月額報酬の時にも1回数での計算(比較)が必要

サービスコード		サービス内容略称	算 定 項 目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合※月5週提供する場合など、月5回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11 日割	合	1176 単位 日割の場合 ÷ 30.4 日 39 単位	39	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287 単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間 20 分以上 45 分未満の場合 179 単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間 45 分以上の場合 220 単位	220	

例1)週1回程度で月5回の計画(全て標準的な内容の指定相当訪問型サービス)

比較 イ:1176単位 ロ:287単位/回×5回=1435単位

小さい方を使用するので **イ:1176単位**を算定

例2)週1回程度で月5回の計画(全て生活援助中心で45分以上)

比較 イ:1176単位 ロ:220単位×5回=1100単位

小さい方を使用するので **ロ:1100単位**を算定

例3)週1回程度で月5回の計画(標準的な内容:3回+生活援助中心45分未満:2回)

比較 イ:1176単位 ロ:287単位×3回+179単位×2回=1219単位

小さい方を使用するので **イ:1176単位**を算定

サービス提供実績

に応じて請求くだ

さい。(下記参照)



注意点:請求について、サービス提供実績により算定してください。

(6月利用・7月請求分から)

①実績で請求コードが変わる部分

例1)週1回程度で月4回の計画(全て標準的な内容の指定相当訪問型サービス)

計画287単位/回×4回=1148単位

実績: 1回追加で月5回になった場合 月額報酬と比較して**小さい方を算定**

算定 イ:1176単位 ロ:287単位/回×5回=1435単位

例2)週2回程度で月9回の計画(全て標準的な内容の指定相当訪問型サービス)

算定 イ:2349単位 ロ:287単位/回×9回=2583単位

実績: 体調不良などで月5回になった場合 週2回の月額報酬と比較して**小さい方を算定**

算定 イ:2349単位 ロ:287単位/回×5回=1435単位 ⇒ **算定 1435単位**

②月額報酬で請求する場合の注意点

例3)週2回程度で月9回の計画

サービス内容:標準的な内容の指定相当訪問型サービス5回と生活援助中心の45分以上4回

算定 イ:2349単位 □:287単位/回×5回+220単位/回×4回=2315単位 ⇒ **算定 2315単位**

参考:軽微な変更について(抜粋)

○目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合

第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。

○ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。

○厚労省:居宅サービス計画書標準様式及び記載要項別紙3より

【記載要領】

本様式は、当初の介護サービス計画原案を作成する際に記載し、その後、介護サービス計画の一部を変更する都度、別葉を使用して記載するものとする。但し、サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更については、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に継続して記載することができるものとする。

参考:介護保険最新情報vol.637「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」抜粋

○身体介護【自立支援・見守りの援助】

- ベッド上からポータブルトイレ等(いす)へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。
- 本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修
- 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- 車イス等での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- 上記のほか、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL・IADL・QOL 向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置づけられたもの